

シルバーリハビリ体操(健康アップ教室)のご案内(10月～3月)

参加無料のシルバーリハビリ体操に参加して、仲間と楽しく健康寿命を延ばしましょう!!

会 場 (地区公民館)	開催曜日 (10月～3月)	連絡先
中央 (日の出)	毎週木曜日	☎66-0660
潮 来	毎週火曜日	☎62-3522
津 知	第1～4木曜日、毎週金曜日	☎62-4755
延 方	第1～3木曜日	☎66-6011
大生原	第2・4水曜日	☎67-5898
牛 堀	第1～4火曜日	☎64-5230

【中止日のお知らせ】

中央公民館：11/7、1/2
 潮来公民館：10/15、10/29、11/5、12/31、1/14、2/11
 津知公民館：1/2、1/3、1/24
 延方公民館：1/2
 大生原公民館：2/12
 牛堀公民館：10/15、11/5、1/14、2/25

▶会 場

各地区公民館 午前10時～(1時間30分程度)
 10月から3月までの日程は左の表のとおり。

▶その他

飲み物、バスタオルを各自持参のうえ、運動できる服装で参加ください。

- ・当日の参加も可能です。各公民館に備え付けの登録用紙に記入して、教室に参加してください。
- ・休館日や祝日、会場などの都合で変更になる場合があります。各地区公民館までお問合せください。

【お問合せ】高齢福祉課 高齢福祉グループ

☎ 63-1111 内線127

児童扶養手当について 父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給します。

【手当の対象となる児童】 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童 ④父又は母の生死が不明な児童 ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童 ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童 ⑦父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※児童とは、18歳に到達してから最初に迎える3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。ただし、心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。

【手当月額】平成31年4月分～(月額)

区分	全部支給	一部支給
1人目	42,910円	42,900円～ 10,120円
2人目加算額	10,140円	10,130円～ 5,070円
3人目以降加算額	6,080円	6,070円～ 3,040円

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、支払月の前月分までが指定した金融機関の口座に振り込まれます。

※一部支給については、所得によって支給額が異なります。

【所得限度額】

扶養親族 の数	本人		扶養義務者・ 配偶者孤児等の 養育者
	手当の全部を 受給できる方	手当の一部を 受給できる方	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算		

前年の所得(課税台帳上の所得に前年受け取った養育費の8割を合算した額)が下記の限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止となります。

◎支給月の変更について 令和2年1月支給分から、奇数月ごとの年6回、各2ヶ月分の支給となります。

支 給 日 (支払対象月)					
1月11日 (11・12月分)	3月11日 (1・2月分)	5月11日 (3・4月分)	7月11日 (5・6月分)	9月11日 (7・8月分)	11月11日 (9・10月分)

- ・令和元年度は4月、8月、11月、1月、3月に支給されます。 ※支給日が土日祝祭日のときは、繰り上げて平日に支給されます
- ・11月に支払われる分の対象月は、8～10月分のもので。

手当を受けるには、認定請求書の提出が必要になります。手当を受ける方の支給条件により添付する書類が異なりますので、詳細はお問合せください。

※児童扶養手当は受給資格があっても請求しないと手当が受給できませんのでご注意ください。

【現況届の提出】

児童扶養手当を受けている方(全部支給停止の場合も含む)は、毎年8月1日現在の状況等を確認するために、現況届の提出が必要です。提出をしないと11月分以降の手当が受給できなくなりますので、未提出の方は提出してください。

【お問合せ】子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388